

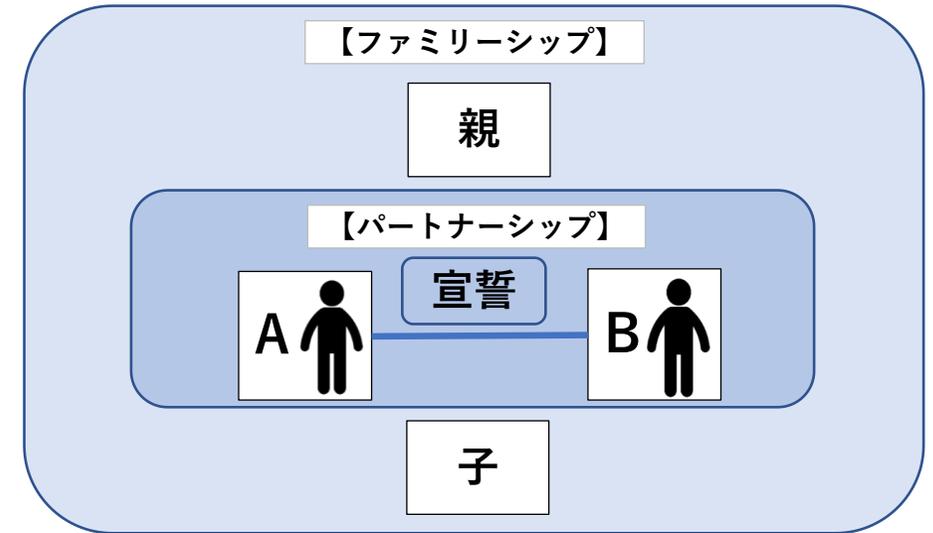
制度の概要

パートナーシップ：戸籍上の性別が同一である2者が互いを人生のパートナーとして日常生活において協力し合うことを約束し、それを市が公に証明する制度

ファミリーシップ：パートナーシップにある者が、その一方又は双方の子（養子を含む。）及び親（養親及びその配偶者を含む。）を含めて家族としたことを市が公に証明する制度

※この制度は、婚姻とは異なり法律上の効力（相続、税金の控除等）が生じるものではありません。

パートナーシップ・ファミリーシップの範囲



制度導入の背景

第7次舞鶴市総合計画後期実行計画（2023年7月～2027年7月）

■ 『一人ひとりの人権が尊重されるまちづくり』

「多様性を認め合い、自分らしく暮らせる取組みの推進」

- ・ 性別や国籍、障害の有無にかかわらず、誰もが安心して暮らし、自分らしくかがやける社会づくりのため、多様性に対する理解と認識を広げる取組みを推進し、パートナーシップ制度を検討する。

※2023年7月の後期実行計画策定時に新たに盛り込んだ内容

※多様性の尊重と「誰一人取り残さない」という社会的包摂に寄与

※いわゆる「LGBT理解増進法」の制定や国民の意識変革に対応

制度導入の意義

「パートナーシップ宣誓制度」

性的マイノリティが抱える不安や生きづらさの解消を目指すとともに、多様な性のあり方について地域社会の理解を促進し、誰もが個性を尊重しながら自分らしく暮らすことができる社会の構築に寄与

「ファミリーシップ宣誓制度」

同性パートナーやその親又は子どもも含め、支え合う関係を家族として認めることで、パートナーシップ関係の当事者だけでなく、その家族が抱える生きづらさや困難を解消

3 パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度に関する指針（案）について

対象者の要件

パートナーシップ

- (1) 双方が成年であること
- (2) いずれか一方が市内に在住
- (3) 婚姻をしていないこと
- (4) 宣誓者以外の者とパートナーシップ関係がないこと
- (5) 宣誓者同士が近親者（直系血族など）ではないこと

ファミリーシップ

- (1) 宣誓者の子（養子を含む）又は親（養親及びその配偶者を含む。）

※詳細は今後実施要綱にて明記

手続の流れ

① 宣誓の希望日を予約

② 宣誓書と必要な書類を市（人権啓発推進課）に提出

③ 「宣誓証明書」と「宣誓証明カード」を交付

※手続を進める際には当事者のプライバシーに十分配慮した対応に努めます

必要書類

- 宣誓書
- 住民票の写し
- 婚姻していないことを証明する書類（戸籍抄本など）
- 本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証など）

※詳細は今後実施要綱にて明記

3 パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度に関する指針（案）について

■ 制度導入によりできること・できないこと

できること	<ul style="list-style-type: none"> ■ 行政サービス 市営住宅に家族として入居可能、市立舞鶴市民病院での病状説明や治療同意など家族同様の対応が可能 ※その他のサービスについても今後検討予定 ■ 民間サービス 生命保険の受取人、携帯電話の家族割引、住宅ローンにおいて収入合算など ※各民間事業者の判断となります ■ 自治体間の連携（協定自治体） 同様の制度を有する自治体に転出した場合は継続手続きが簡素化
できないこと	<ul style="list-style-type: none"> ■ 相続など財産上の権利や税金の控除、扶養の義務の付与 (法律上の婚姻で生じる法的な権利や義務)

その他

- 住民票の続柄記載（「夫・妻（未届）」）
- 国の見解や動向を注視しながら、今後、実施時期等について検討する

参考

- 【公益社団法人「結婚の自由を全ての人に」によると】（R7.1.1 時点）
- パートナーシップ制度導入自治体（R7.1.1 時点）483自治体／全国1,741自治体
 - 京都府内：京都市、亀岡市、長岡京市、向日市、福知山市、綾部市、大山崎町、南丹市、木津川市、与謝野町、八幡市の11市町
 - 京都府内でパートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度を導入自治体：木津川市のみ

3 パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度に関する指針（案）について

パブリック・コメントの実施について

意見募集期間	令和7年1月27日(月)～2月25日(火)まで
計画素案の公表方法	市政情報コーナー(市役所本館1階)、人権啓発推進課(市役所本館2階)、男女共同参画センター、西支所、加佐分室、中・西・南公民館、まなびあむ、大浦・城南会館、東・西図書館、北浜・市場・荒田・長浜市民交流センター、福来コミュニティセンターで閲覧できます。市ホームページにも掲載しています。
意見提出対象者	舞鶴市民に限らず、どなたでも提出できます。
意見の提出方法	意見書(様式自由)に「舞鶴市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度に関する指針(案)に対する意見」と明記し、住所、氏名、電話番号及び意見をご記入のうえ、次のいずれかの方法により提出してください。 (1)郵送:〒625-8555 舞鶴市人権啓発推進課(住所記載不要) (2)FAX:0773-62-9891 (3)電子メール:jinken@city.maizuru.lg.jp (4)直接持参:人権啓発推進課(市役所本館2階) ※匿名、電話、口頭による意見は受付できませんので、ご注意ください。
提出意見の取り扱い	意見募集期間終了後、提出された意見の概要、意見に対する市の考え方を整理し、公表します(氏名等は公表しません)。 なお、提出された個々の意見に対して、個別の回答は行いませんので、ご了承ください。

3 パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度に関する指針（案）について

今後のスケジュール

日程（予定）	内容
令和7年1月27日～2月25日	パブリックコメント
3月	要綱策定
令和7年4月	パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度 導入

問い合わせ先

事業名	担当課	担当者	電話番号	FAX番号	メールアドレス
パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度に関する指針（案）について	人権啓発推進課	山本 嵯峨根	66-1022	62-9891	jinken@city.maizuru.lg.jp